

令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務委託 企画提案募集要領

この要領は、「令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務（以下「本業務」という。）」を委託する事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

また、詳細な提案事項については、「令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務委託 企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）」で定める。

1 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務
- (2) 業 務 内 容 「令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 実 施 期 間 契約締結日から令和9年3月17日まで
- (4) 契約金額上限額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

この企画提案に参加することができるのは、次の(1)～(8)のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 日本国内に本社を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- (6) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 直近1年間に国税又は都道府県税を滞納しているものでないこと。
- (8) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

3 企画提案の手続き

(1) スケジュール

内容	日程
・公募開始（静岡県ホームページ上に掲載）	令和8年9月16日（水）
・実施内容等に関する質問書の提出期限	令和8年9月28日（月）
・参加意向表明書等の提出期限	令和8年10月5日（月）
・企画提案書等の提出期限	令和8年10月9日（金）
・審査対象者選定結果の通知	令和8年10月13日（火）
・プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年10月16日（金）
・審査結果の通知	令和8年10月19日（月）

(2) 実施内容等に関する質問及び回答

- ア 本要領等に関して質問がある場合は、質問書（様式第3号）により令和8年9月28日（月）午後5時までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ電子メールで提出すること。併せて、その旨を電話で連絡すること。
- イ 質問に対する回答は、質問書を受理した日から3日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、質問者名を伏せた上で、静岡県ホームページ上に掲載する。

(3) 参加意向表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、別表1の提出資料を令和8年10月5日（月）午後5時までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ電子メールで提出すること。併せて、その旨を電話で連絡すること。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 別表2の提出資料を電子メール又は持参により令和8年10月9日（金）午後5時（必着）までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ提出すること。なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに持ち込むこと。
- イ 契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本業務の契約予定者選定においてプロポーザル方式を採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした提案に努めること。
- ウ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。また、本要領、作成要領及び各様式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。
- エ 企画提案書は、1者1提案とする。

4 審査対象者の選定

- (1) 参加意向表明書等を提出した者が5者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、書面審査等により、「令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」委員長が審査対象者として5者程度を選定する。
- (2) 選定結果については、令和8年10月13日（火）までに選定通知書又は非選定通知書を電子メールで送付する。
- (3) 審査対象者に選定された者に対しては、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細案内も併せて行う。
- (4) 審査対象者に選定されなかった者は、非選定理由について説明を求めることができる。説明を求める場合には、令和8年10月15日（木）午後5時までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ書面（任意様式）にて提出すること。
- (5) 説明を求めた者に対しては、令和8年10月21日（水）までに書面により回答する。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

審査対象者に選定された者については、以下のとおり、企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 日 時 令和8年10月16日（金）（時間は4(2)の選定通知書に記載）
- (2) 場 所 静岡県中遠総合庁舎（磐田市見付 3599-4）
- (3) 実施方法 原則対面方式とするが、静岡県外に所在地を置く応募者のうち希望する者については、Web 会議方式による実施も可能とする。
- (4) 時 間 1者に対し25分以内（説明20分程度、質疑応答5分程度）
- (5) 留意事項 説明は提出された企画提案書等を基に行い、プレゼンテーション時の追加提案や追加資料の配布は原則認めない。

6 契約予定者の特定

- (1) 業務の履行に最も適した契約予定者の特定は、選定委員会の委員が企画提案の内容を審査して行う。審査の際の評価項目及び評価方法は別表3のとおりとする。
- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定された旨を電子メールにより令和8年10月19日（月）までに通知する。

7 非特定理由に関する事項

- (1) 契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を、電子メールにより令和8年10月19日（月）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定の理由について説明を求めることができる。説明を求める場合には、令和8年10月21日（水）午後5時までに「10

問い合わせ・書類提出先」へ書面（任意様式）により提出すること。

- (3) 説明を求めた者に対しては、令和8年10月23日（金）までに書面により回答する。

8 契約

(1) 契約の締結

企画提案書等に基づき契約予定者と協議を行い、協議が整った場合は契約予定者から見積書を再徴収し内容を精査の上、随意契約により業務委託契約を締結する。なお、契約に際し、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、契約予定者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「2 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 労働関係法令等遵守の誓約書の提出

契約の締結にあたっては、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書を提出する必要がある。また、本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを提出する必要がある。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、審査対象者の選定及び契約予定者の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。なお、採択された企画提案書等を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

10 問い合わせ・書類提出先

- (1) 静岡県西部地域局 地域課
- (2) 所在地：〒438-0086 磐田市見付 3599-4 中遠総合庁舎 東館 1 階
- (3) 電 話：0538-37-2202 F A X：0538-37-2764
- (4) e-mail：seibu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

別表 1 参加意向表明書等の提出資料

提出資料	内容に関する留意事項
参加意向表明書 (様式第 1 号)	様式のとおり
宣誓書 (様式第 2 号)	様式のとおり

別表 2 企画提案書等の提出資料

提出資料	内容に関する留意事項
企画提案書 (様式自由)	本業務を実施するための以下の内容を記載すること。 (1) 対象市場 ・台湾のみ、韓国のみ又はその双方 ・選定理由 (2) 招聘候補のインフルエンサー ・招聘候補となるインフルエンサーの SNS アカウント、各種実績及び適性 (3) ファムトリップ行程 ・行程全体のテーマ又はストーリー ・日数、訪問市町、訪問先、宿泊先、移動手段及び各訪問先の選定理由 (4) インフルエンサーによる情報発信 ・発信媒体、投稿本数、投稿形式等 ・目標とするリーチ数、エンゲージメント数等 (5) その他 ・仕様書に示す業務以外に独自企画があれば提案すること
実施計画 (様式自由)	本委託業務期間内に本業務が完了できるスケジュールを提出すること。
実施体制 (様式自由)	本業務の責任者、担当者等の実施体制がわかる書類を提出すること。
業務実績 (様式自由)	過去に、国又は地方公共団体との契約における「インフルエンサーを活用したインバウンド事業」を受託したことがあれば、それを確認できる資料を提出すること。
参考見積書 (様式自由)	業務内容及び企画提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出すること。 総額のみではなく、項目ごとに金額がわかる形式で提出すること。

別表 3

1 企画提案の評価項目及び配点

区分		評価項目	配点	合計
企画性	対象市場の選 定理由	対象市場の特性、訪日旅行市場の動向等 を踏まえ、選定理由が妥当であるか。	5	30
	インフルエン サーの適合性	本業務の担い手としての適性及び信用 上のリスクに問題がないか。	10	
	行程の魅力	行程コンセプト、訪問先の選定理由、 食・体験・文化等の組合せは妥当か。	10	
	情報発信	対象市場やインフルエンサーの特性を 踏まえた効果的な情報発信計画となっ ており、効果測定が目標が適切に設定さ れているか。	5	
実現性	実施計画	事業の実施スケジュールは妥当である か。	5	15
	実施体制	業務を遂行するために十分な実施体制 であるか。	5	
	業務実績	インフルエンサーを活用したインバウ ンド事業に係る業務実績や専門知識、ノ ウハウ等を有しているか。	5	
妥当性	見積額	所要経費の明細は明らかとなっており、 妥当性があるか。	5	5
合計			50 点	

2 評価方法

- (1) 各委員は、下表の採点基準に基づき評価項目ごとに採点し、全委員の合計点が最も高い者を契約予定者とする。最高得点者が複数の場合は、委員による協議を経た後、委員長が契約予定者を特定する。
- (2) 「各委員の採点に最低評価点の項目がある」又は「各委員の採点結果の平均点が基準点（30 点）に満たない」参加事業者は選外とする。
- (3) 上記のほか、契約予定者を決定するに際し必要な事項は、委員長及び委員による協議の上決定する。

<採点基準>

評価点	採点基準
5 点満点	
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	あまり評価出来ない（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	評価できない（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）

※配点が 10 点満点の項目は、それぞれ倍数を乗じた点数を基準とする。